

エリアインフォメーション

令和3年度申告申請のための 障害者雇用納付金制度事務説明会

申告・申請の事務を円滑に実施していただくため、事務説明会を開催します。多くの方のご参加をお待ちしております。

【令和3年2月15日(月)】

10:00～11:30 「従来からのご担当者向け」

13:30～16:00 「初めてご担当される方向け」

【令和3年2月16日(火)】

10:00～11:30 「従来からのご担当者向け」

13:30～15:00 「報奨金申請対象のご担当者向け」

【場所】 福井県中小企業産業大学校 1階大教室

お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福井支部 TEL: 0778-23-1021 FAX: 0778-23-1013

福井県ふるさと文学館で 「ふる文ナビゲーター」がご利用できます

「ふる文ナビゲーター」は、福井ゆかりの作家について語る音声ガイドです。荒川洋治氏が語る高見順、池澤夏樹氏が語る三好達治、津村節子氏が語る山川登美子、俵万智氏が語る橘曙覧がお楽しみいただけます。現在開催中の石川九揚展の音声ガイドもご用意しました。無料でご利用いただけますので、観覧の際は是非ご利用下さい！

お問合せ先

福井県ふるさと文学館 TEL: 0776-33-8866
<http://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp>

産業廃棄物の 適正処理について

事業活動に伴い発生する産業廃棄物の処理は、排出者が自らの責任において適正に行わなければなりません。廃棄物処理法に基づき排出者が罰せられることがありますので、次のことに注意してください。

- 適正に処理できる業者に引き渡す
- 委託先の処理業者が処理できない廃棄物を混入させない
- 処理できない廃棄物の混入があったときには、その廃棄物の返却に応じる

お問合せ先

福井市 環境廃棄物対策課
TEL: 0776-20-5398

特定信書便事業のご案内 ～手紙を守るルールがあります～

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取り扱うことができると定められています。

信書に関するご質問や信書便事業への参入に関するお問合せは以下のお問合せ先まで。

信書便制度等に関する詳しい説明は、総務省北陸総合通信局ホームページ「信書便事業」をご覧ください。



お問合せ先

総務省 北陸総合通信局 TEL: 076-233-4428
E-mail: hokuriku-shinsyobin@soumu.go.jp

エリアインフォメーション

源泉所得税年末調整相談会 のお知らせ

従業員（専従者を含む）の源泉所得税年末調整相談会を開催致します。

【日時】令和3年1月18日、19日、20日
9:00～11:00、13:00～15:00

【会場】福井商工会議所ビル 会議室 AB

【持参物】令和2年度の源泉徴収簿など

【料金】2,000円～4,000円(従業員数による)

※〔令和2年より税制改正〕
給与所得控除、基礎控除
所得金額調整控除

お問合せ先

福井商工会議所 金融・税務相談課 TEL: 0776-33-8284
〒918-8580 福井市西木田2丁目8-1

「福井県の宇宙ビジネスへの挑戦」 講演会開催のご案内

「福井で宇宙産業?」「人工衛星で何をするの?」研究会立ち上げから衛星開発最前線まで、県内の取組みについてお話しします。

【日時】令和3年1月19日(火) 14:00～15:30

【会場】福井県生活学習館 映像ホール
(福井市下六条町14-1)

【講師】福井県工業技術センター
主任研究員 松井 多志 氏

【申込】電話またはメールにてお申込下さい
(定員60名に達し次第締切)

お問合せ先

福井ライフ・アカデミー本部
TEL: 0776-41-4206 E-mail: f-manabi@pref.fukui.lg.jp

福井商工会議所「E-mail news」登録者募集中!

福井商工会議所では、当所が実施する事業(研修会・セミナー・イベント)や経営情報(調査・統計)のほか、国の政策情報、県内産業政策情報、地域情報など企業経営に有用な情報を1本のメールにまとめて皆様に配信しています。是非、この機会にご登録ください!

《登録はとっても簡単!》

①メールアドレス②氏名③会社名④所属部署
⑤電話番号を記入の上、会員サービス課までメールでお送り下さい。

お問合せ・お申込先

福井商工会議所 会員サービス課 TEL: 0776-33-8254
E-mail: pub-info@fcci.or.jp

パートタイム・有期雇用労働法が 中小企業にも適用となります!

パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月1日より中小企業にも適用されます。これにより同一企業内において、正規雇用労働者とパートタイム・有期雇用労働者との間で基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

福井労働局では、特別相談窓口を開設しておりますので、ご不明な点についてはお気軽にお問合せ下さい。パートタイム・有期雇用労働者の方からの相談にも対応いたします。

お問合せ・ご相談お申込先

福井労働局 雇用環境・均等室
電話: 0776-22-3947 (平日 8:30～17:00)

